

南島原市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、南島原市長から令和元年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和2年3月2日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

## 定期監査及び行政監査の結果に基づく措置の状況

31 南監第 110 号（令和元年 12 月 23 日付）分

総務部 管財契約課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p><b>(1) 備品管理について</b></p> <p>各所管課において、備品の現況確認が定期的に行われていない事例が見受けられた。また、同じ品目を複数購入した場合、単体登録と数量を入力する一括登録が混在している。</p> <p>現状の方法では、設置場所の移動や廃棄等による数量増減があった場合、現存物の把握に支障があるといえる。全庁的な備品登録の主管課である管財契約課は、各所管課に対し備品の現況確認に係る指導を行うとともに、適正な備品管理が維持できるよう統一的な台帳管理の方策を検討することにより、主管課としての責務に努められたい。</p>	<p>備品台帳の登録状況につきましては、各所管課に対して、現況を確認し現況と台帳が一致するように指導いたします。</p> <p>また、同一種類で複数ある備品の登録方法につきましては、登録方法を検討し適正な備品管理に努めます。</p>
<p><b>(2) 検査調書の作成について</b></p> <p>業務委託の完了確認については、契約規則により検査調書の作成を行うこととしており、同第 34 条第 6 項で当該契約金額 50 万円を超えないものは履行確認により検査調書の作成に代えることができるとしている。しかしながら、管財契約課が平成 31 年 3 月に事務連絡として周知した「入札及び契約に関する事務取扱の運用について（改訂）」の検査調書の作成項目は、契約規則と整合性が取れていない。このことにより、業務担当課において、検査調書の作成について誤認識が生じているため、契約規則と当該事務連絡の整合性を図り、適正な契約事務の指導に努められたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、平成 31 年 3 月 29 日付で周知しておりました、「入札及び契約に関する事務取扱の運用について（改定）」は、契約規則と整合性が取れておりませんでしたので、令和元年 12 月 27 日付で「契約額 50 万円（工事は 130 万円）を超えないものは、～」に修正し周知しました。</p>

総務部 有家支所

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p><b>(1)防災訓練について</b></p> <p>有家庁舎は、消防法により防火管理者を定め消防計画の作成及び訓練の実施等を義務付けられている。前回の監査時は、庁舎改修工事により計画できない状況であったが、今回の監査時においても具体的な計画が立案されていない。</p> <p>防火管理者は、近年、訓練の実施に至っていない現状を留意し、その責務を果たすとともに実施に向け措置を講じられたい。</p>	<p>令和2年2月5日10時から消防計画に基づいて、地震及び火災を想定した消火、通報、及び避難訓練を実施しました。今後も年1回実施するよう計画します。</p>

地域振興部 観光振興課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p><b>(1)年度当初の契約事務について</b></p> <p>年度開始早々に契約を締結する必要がある観光施設トイレ清掃業務等において、当該年度の前年度3月末に契約締結の起案及び決裁が行われていた。</p> <p>法第208条第1項の会計年度の独立の原則に則り、年度当初の契約の事務手続きを改善し適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>今後、年度開始早々からの業務に関する契約については、当該年度当初に契約締結の事務手続きを行うこととする。</p>

福祉保健部 福祉課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p><b>(1)年度当初の契約事務について</b></p> <p>年度開始早々に契約を締結する必要がある支援業務等において、当該年度の前年度3月末に契約締結の起案及び決裁が行われていた。</p> <p>法第208条第1項の会計年度の独立の原則に則り、年度当初の契約の事務手続きを改善し適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>今後は、年度開始早々に契約を締結する必要がある案件については、4月1日以降に契約を締結するよう事務手続きを改善します。</p>

福祉保健 こども未来課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p><b>(1)年度当初の契約事務について</b></p> <p>年度開始早々に契約を締結する必要がある支援業務等において、当該年度の前年度3月末に契約締結の起案及び決裁が行われていた。</p> <p>法第208条第1項の会計年度の独立の原則に則り、年度当初の契約の事務手続きを改善し適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>また、期限を設けず自動更新を認めている児童遊園清掃業務委託契約については、業務執行の起案がされず支出事務のみ行われていた。会計年度における適正な事務手続きに留意するとともに、契約書に期間を設けた上で、必要に応じ契約の更新ができるよう受注者と協議されたい。</p>	<p>年度始めからの業務に関する契約については、当該年度当初に契約締結の事務手続きを行うこととする。</p> <p>また、自動更新となっている児童遊園清掃業務委託契約については、年度毎に改めて業務執行に関する起案及び決裁に関する適正な事務処理を行ったうえで執行するものとする。</p>